

京都市告示第 5 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の農業用水路等の一部を廃止します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和5年4月3日

京都市長 門川 大作

(一部廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	廃止する起点 廃止する終点
1	静市水0209号	左京区静市市原町785地先 左京区静市市原町785地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)